平成３０年（フ）第８０号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番10―201号、旧住所埼玉県三郷市三郷２丁目６番地１　ステージアヴァンセ108
破産者　古谷　美記
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
埼玉県吉川市大字吉川648番地、旧住所埼玉県越谷市レイクタウン９丁目23番地１
破産者　太田　君子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
新潟市中央区山二ツ２丁目９番14号、住民票上の住所新潟市中央区山二ツ２丁目10番12号
破産者　関本　善史
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０５号
山梨県甲府市西田町２番68号、開始決定時の住所山梨県甲府市丸の内２丁目32番19号　シーズガーデン甲府丸の内705号
破産者　輿石　英理
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
愛知県岩倉市曽野町大曲り57番地
破産者　川上　成太
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３６３号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅94号
破産者　髙橋　　勝
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３７７号
兵庫県相生市川原町24番６号
破産者　松田　宇司
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第７８号
兵庫県姫路市城北新町２丁目10番28号　ファミールＴ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町171番地　リベール姫路駅南Ⅰ　703号
破産者　エレナアイこと　永田　久子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１０４号
広島市佐伯区観音台３丁目８番28号
破産者　森脇　純子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９３号
福岡市南区市崎２丁目３番５―305号
破産者　竹田　昭則
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５号
秋田市山王沼田町10番33号　フォレストヒルズ山王109
破産者　廣海　一秀
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４７号
秋田市桜ガ丘３丁目10番地６、前住所秋田市下新城小友字中坪50番地
破産者　越山　明美（旧姓柴田）
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４９号
秋田市将軍野南５丁目11番64号１―202
破産者　熊谷　博行
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７３号
群馬県前橋市総社町総社1703―24、開始決定時の住所群馬県前橋市元総社町2245番地５
破産者　野城　崇行
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３３９号
横浜市西区平沼２丁目15番12号　朝妻荘206号
破産者　前原　里奈
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１３号
横浜市南区永田東２丁目27番３号
破産者　楠原　久子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
岐阜県大垣市荒尾町1811―24、開始決定時の住民票上の住所岐阜県大垣市静里町279番地１
破産者　吉田　孝志
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
香川県善通寺市上吉田町１丁目10番７号
破産者　蔵本　慎一
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部